

令和3年度実施  
大学機関別認証評価  
評価報告書

山梨大学

令和4年3月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

## 目次

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	・ ・	i
I 認証評価結果	・ ・ ・ ・ ・	1
II 基準ごとの評価	・ ・ ・ ・ ・	2
領域1 教育研究上の基本組織に関する基準（1-1～1-3）	・ ・ ・ ・ ・	2
領域2 内部質保証に関する基準（2-1～2-5）	・ ・ ・ ・ ・	4
領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準（3-1～3-6）	・ ・ ・ ・	7
領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準（4-1～4-2）	・ ・ ・ ・ ・	9
領域5 学生の受入に関する基準（5-1～5-3）	・ ・ ・ ・ ・	11
領域6 教育課程と学習成果に関する基準（6-1～6-8）	・ ・ ・ ・ ・	13
付録1 認証評価共通基礎データ及び別紙一覧		
付録2 根拠資料一覧		
付録3 新型コロナウイルス感染拡大の状況における大学の対応について		
自己評価書		

## 1. 令和3年度に機構が実施した大学機関別認証評価について

### 1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、大学からの求めに応じて実施する、大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）の目的は以下のとおりです。

- ・ 大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- ・ 大学それぞれの目的を踏まえて教育研究活動等の質の向上及び改善を促進し、個性を伸長すること。
- ・ 大学の教育研究活動等の状況について、社会の理解と支持が得られるよう支援すること。

### 2 評価の実施体制

評価を実施するにあたっては、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）の下に、個別の大学の評価を実施するために、評価対象大学の状況に応じた評価部会等を編成し、評価を実施しました。

評価部会等には、対象大学の組織形態、教育研究内容等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を評価担当者として配置しました。

### 3 評価プロセスの概要

※ 評価は、おおむね以下のようなプロセスにより実施しました。

※ 令和3年度においては新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、教育現場の視察及び学習環境の状況調査を含めオンラインで実地調査を実施することとし、評価委員会において、通常実施している実地調査と同等の調査であることを確認しました。

#### (1) 大学における自己評価

各大学は、「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成しました。

#### (2) 機構における評価

- ① 大学評価基準に定められた基準ごとに、自己評価書の内容の分析及び必要な事項の確認（書面調査）並びに訪問による実地調査（訪問調査）を踏まえ、その基準を満たしているか否かの判断を行うとともに、その理由を明示しました。
- ② 教育課程と学習成果に関する基準については、各教育課程の状況を踏まえて各学部・研究科等としての教育研究活動等の状況について分析し、それぞれの基準を満たしているか否かを判断しました。
- ③ 「改善を要する点」が認められた基準については満たしていないものと判断しました。
- ④ すべての基準を満たしている場合、大学評価基準に適合していると判断しました。満たしていない基準があった場合、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況が確認できた場合には大学評価基準に適合していると判断しました。

- ⑤ 評価結果においては、大学評価基準に適合しているか否かの判断に併せて、「優れた点」を明示し、「改善を要する点」を指摘しました。重点評価項目として位置づける内部質保証が優れて機能していると判断した場合には特に高く評価しました。

#### 4 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施しました。書面調査は、「評価実施手引書」に基づき、各大学が作成した自己評価書（大学の自己評価で根拠として提出された資料・データ等を含む。）の分析、及び機構が独自に調査・収集した資料・データ等に基づいて実施しました。訪問調査は、「訪問調査実施要項」に基づき、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施しました。

#### 5 評価のスケジュール

- (1) 機構は、令和2年6月に、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み、方法等について説明会を実施するとともに、自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について説明を行うなどの研修を実施しました。

令和3年度実施分については、音声付きスライドを使って説明会を実施するとともに同様の方法で自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について説明を行い、かつ9月までに申請した大学の求めに応じて、個別の大学に対し大学の状況に即した自己評価書の作成について研修を実施しました。

- (2) 機構は、令和2年7月から9月にかけて申請を受け付け、最終的に以下の43大学の評価を実施しました。

##### ○ 国立大学（43大学）

北海道大学、小樽商科大学、旭川医科大学、東北大学、福島大学、茨城大学、千葉大学、東京医科歯科大学、東京工業大学、東京海洋大学、電気通信大学、一橋大学、横浜国立大学、新潟大学、上越教育大学、山梨大学、静岡大学、浜松医科大学、名古屋大学、愛知教育大学、名古屋工業大学、三重大学、滋賀大学、京都工芸繊維大学、大阪大学、兵庫教育大学、神戸大学、奈良教育大学、鳥取大学、岡山大学、愛媛大学、高知大学、福岡教育大学、九州大学、九州工業大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学、鹿屋体育大学、奈良先端科学技術大学院大学

- (3) 機構は、令和3年6月に、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、大学評価の目的、内容及び方法等について評価担当者に対する研修を実施しました。

- (4) 機構は、令和3年6月末までに、対象大学から自己評価書の提出を受けました。

※ 自己評価書提出後の対象大学の評価は、次のとおり実施しました。

令和3年	
7月	書面調査の実施
8月	評価部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月～1月	評価部会の開催（評価結果（原案）の作成）

(5) 機構は、これらの調査結果を踏まえ、令和4年1月に評価委員会で評価結果（案）を決定しました。

(6) 機構は、対象大学に対して評価結果（案）に対する意見の申立ての機会を設け、令和4年3月の評価委員会での審議を経て最終的な評価結果を確定しました。

## 6 評価結果

令和3年度に認証評価を実施した43大学のすべてが、機構の定める大学評価基準に適合しているとの評価結果となりました。

## 7 評価結果の公表

評価結果は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学ごとに「令和3年度実施大学機関別認証評価 評価報告書」として、ウェブサイト (<https://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

## 8 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（令和4年3月現在）

### (1) 大学機関別認証評価委員会

アリソン・ビール	オックスフォード大学日本事務所代表
及川良一	大学入試センター参与
片峰茂	長崎市立病院機構理事長
片山英治	野村證券株式会社主任研究員
川嶋太津夫	大阪大学高等教育・入試研究開発センター長
近藤倫明	北九州市立大学特任教授
里見進	日本学術振興会理事長
清水一彦	山梨大学理事・副学長
鈴木志津枝	兵庫医療大学副学長・看護学部教授
高島忠義	愛知県立大学名誉教授
高田邦昭	群馬県公立大学法人理事長
土屋俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
西尾章治郎	大阪大学総長
◎濱田純一	国土緑化推進機構理事長

- 日比谷 潤 子 学校法人聖心女子学院常務理事
- 前 田 早 苗 千葉大学教授
- 松 本 美 奈 Qラボ代表理事、ジャーナリスト、上智大学特任教授
- 山 内 進 松山大学教授
- 山 口 宏 樹 国立大学協会専務理事
- 山 本 健 慈 国立大学協会参与
- 吉 田 文 早稲田大学教授

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

- 片 峰 茂 長崎市立病院機構理事長
- 川 嶋 太津夫 大阪大学高等教育・入試研究開発センター長
- 清 水 一 彦 山梨大学理事・副学長
- 高 田 邦 昭 群馬県公立大学法人理事長
- ◎ 土 屋 俊 大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
- 光 田 好 孝 大学改革支援・学位授与機構教授
- 山 内 進 松山大学教授
- 山 口 宏 樹 国立大学協会専務理事

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第1部会)

- 阿波賀 邦 夫 名古屋大学教授
- 井 関 尚 一 公立小松大学教授
- 石 井 徹 哉 大学改革支援・学位授与機構教授
- 井 上 美沙子 大妻女子大学理事・名誉教授
- 岩 坂 直 人 東京海洋大学教授
- 大久保 功 子 東京医科歯科大学教授
- 小 内 透 札幌国際大学特任教授
- 片 山 英 治 野村證券株式会社主任研究員
- 岸 本 喜久雄 東京工業大学名誉教授
- 下 條 文 武 新潟薬科大学長
- 近 藤 倫 明 北九州市立大学特任教授
- 齋 藤 一 弥 筑波大学教授
- 佐 藤 信 行 中央大学教授
- 佐 藤 裕 之 弘前大学教授
- 下 田 憲 雄 大分大学学長特命補佐
- 生源寺 眞一 福島大学教授
- 白 石 小百合 横浜市立大学教授
- 高 倉 喜 信 京都大学副学長

竹内啓博	公認会計士、税理士
谷口功	国立高等専門学校機構理事長
土屋俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺澤良雄	公認会計士
徳久剛史	千葉大学名誉教授
戸田山和久	名古屋大学教授
西尾章治郎	大阪大学総長
西原達次	九州歯科大学理事長・学長
西村伸一	岡山大学教授
野口哲子	奈良先端科学技術大学院大学理事
長谷部勇一	横浜国立大学名誉教授
花泉修	群馬大学教授
光田好孝	大学改革支援・学位授与機構教授
三矢麻理子	公認会計士
◎山内進	松山大学教授
山岡洋	桜美林大学教授
山極壽一	人間文化研究機構総合地球環境学研究所所長
山口佳三	京都大学監事

(第2部会)

石井徹哉	大学改革支援・学位授与機構教授
市川元基	信州大学副学長
伊東幸宏	浜松地域イノベーション推進機構フロンバレーセンター長
岩渕明	岩手県工業技術センター顧問
大城肇	琉球大学特別顧問
片山英治	野村證券株式会社主任研究員
木部暢子	人間文化研究機構国立国語研究所特任教授
小山清人	山形大学名誉教授
清水美憲	筑波大学教授
鈴木志津枝	兵庫医療大学副学長・看護学部教授
○高島忠義	愛知県立大学名誉教授
◎高田邦昭	群馬県公立大学法人理事長
竹内啓博	公認会計士、税理士
田島節子	大阪大学名誉教授
土川覚	名古屋大学教授
土屋俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺澤良雄	公認会計士
野田泰子	自治医科大学教授
前田芳實	鹿児島大学名誉教授
三矢麻理子	公認会計士

湯川 嘉津美	上智大学教授
横田 光 広	宮崎大学教授
横山 清 子	名古屋市立大学副学長
米村 千 代	千葉大学教授

(第3部会)

浅田 尚 紀	奈良県立大学長
安倍 博	福井大学教授
石川 照 子	大妻女子大学教授
上江洲 一 也	北九州市立大学教授
◎片 峰 茂	長崎市立病院機構理事長
片 山 英 治	野村證券株式会社主任研究員
佐々木 徹 郎	愛知教育大学特別教授
佐 藤 敬	青森中央学院大学長
塩 田 浩 平	京都大学名誉教授、滋賀医科大学名誉教授
田 邊 政 裕	千葉大学名誉教授
玉 木 長 良	京都府立医科大学特任教授
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
戸田山 和 久	名古屋大学教授
平 塚 浩 士	群馬大学顧問
藤 田 佐 和	高知県立大学教授
藤 本 眞 一	大和橿原病院名誉院長
前 田 健 康	新潟大学教授
三 矢 麻理子	公認会計士
○山 本 健 慈	国立大学協会参与
吉 澤 結 子	秋田県立大学理事・副学長

(第4部会)

東 信 彦	大学入試センター監事
石 田 朋 靖	高崎健康福祉大学副学長
鶉 飼 裕 之	愛知東邦大学長
尾 家 祐 二	九州工業大学長
大 野 弘 幸	日本学術振興会学術システム研究センター所長
片 山 英 治	野村證券株式会社主任研究員
佐 藤 之 彦	千葉大学教授
竹 内 俊 郎	東京海洋大学名誉教授
竹 内 啓 博	公認会計士、税理士
棚 橋 健 治	広島大学副学長
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
○中 島 恭 一	富山国際大学顧問

原 田 信 志	熊本大学名誉教授
深 見 公 雄	放送大学高知学習センター所長
松 原 仁	東京大学教授
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授
◎ 山 口 宏 樹	国立大学協会専務理事
横 矢 直 和	奈良先端科学技術大学院大学名誉教授

(第5部会)

明 石 要 一	千葉敬愛短期大学長
位 田 隆 一	滋賀大学長
○ 稲 垣 卓	福山市立大学名誉教授
岩 崎 久美子	放送大学教授
大 谷 順	熊本大学理事・副学長
片 山 英 治	野村證券株式会社主任研究員
加 藤 映 子	大阪女学院大学長
上 井 喜 彦	福島大学監事
後 藤 ひとみ	愛知教育大学特別教授
◎ 清 水 一 彦	山梨大学理事・副学長
下 田 憲 雄	大分大学学長特命補佐
蛇 穴 治 夫	北海道教育大学長
高 梨 泰 彦	京都産業大学教授
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺 澤 良 雄	公認会計士
長 尾 彰 夫	大阪教育大学名誉教授
山 下 一 夫	鳴門教育大学長

※ ◎は部会長、○は部会長代理

(4) 大学機関別認証評価委員会内部質保証専門部会

◎ 川 嶋 太津夫	大阪大学高等教育・入試研究開発センター長
浅 野 茂	山形大学教授
小 湊 卓 夫	九州大学准教授
渋 井 進	大学改革支援・学位授与機構教授
寫 田 敏 行	茨城大学教授
末 次 剛健志	有明工業高等専門学校総務課長
高 橋 哲 也	大阪府立大学副学長（統括）
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
新 田 早 苗	琉球大学後援財団常務理事
林 隆 之	政策研究大学院大学教授
前 田 早 苗	千葉大学教授

森 利 枝 大学改革支援・学位授与機構教授

※ ◎は部会長

## 2. 評価結果について

### 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、評価対象大学がひとつの機関として機構の定める大学評価基準に適合しているか否かを判断し、その旨及び判断の理由を記述しています。加えて、重点評価項目として位置付ける基準2-3において、内部質保証が優れて機能していると判断した場合には、その旨及び判断の理由として、「内部質保証が優れて機能している点」を記述しています。

大学評価基準の判断については、基準1-1から基準6-8の27基準すべてを満たしている場合には、大学評価基準に適合しているとし、27基準のうち、満たしていないものがあつた場合には、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況を確認の上、満たしているか否かの判断をし、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

ただし、重点評価項目として位置付ける基準2-1又は基準2-2を満たしていない場合には、大学評価基準に適合していないと判断し、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

また、上記結果と併せて、対象大学の目的に照らして、「優れた点」についても、記述しています。

### 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1-1から基準6-8において、当該基準を満たしているか否かの「評価結果」、「評価結果の根拠・理由」を記述しています。なお、当該基準を満たしていない場合には、「改善を要する点」を記述しています。

### 「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」では、評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果（案）に対しての意見の申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述しています。なお、意見の申立てがない場合には、記載はありません。

※ 対象大学ごとの評価結果における用字用語の選択は、社会からの理解と支持が得られるよう支援する観点から、機構による評価結果における一貫性を重視して行っているため、大学固有の表現と一致しない場合があります。

## I 認証評価結果

山梨大学の教育研究等の総合的な状況は、大学改革支援・学位授与機構が定める大学評価基準に適合している。

### 【判断の理由】

大学評価基準を構成する 27 の基準のうち、基準 5－3 を除くすべての基準を満たしている。

基準 5－3 については、以下の点において改善する必要があるが、重点評価項目基準 2－1 及び基準 2－2 を満たしており、かつ訪問調査によって収集した資料を含め総合的に勘案すれば、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況にある。

- 一部の研究科において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。(基準 5－3)
- 一部の研究科において、実入学者数が入学定員を大幅に超えている。(基準 5－3)

また、優れた点として、次のことが挙げられる。

- 教職大学院においては、平成 28 年度から令和 2 年度において、現職教員修了生 49 人のうち、山梨県庁における指導主事等 3 人、教頭・主幹教諭・学年主任等 11 人など、多数の者が県内の教育関係の要職に就いている。特に、令和元年度学校マネジメント分野における初の修了生は 2 人とも管理職に就き、スクールリーダーの養成において成果を上げている。(基準 6－8)
- 国産ワインの品質の向上、地域ブランド化、さらにはグローバルスタンダード化を中核となり推進できる研究者・技術者を養成するため、生命環境学専攻食物・ワイン科学コースにおいて、所定の科目を受講した後、所定の試験（筆記及び実技）に合格した学生に対し「山梨大学準ワイン科学士」の称号を授与している。平成 28 年度は 6 人、平成 29 年度は 4 人、平成 30 年度は 4 人、令和元年度は 6 人、令和 2 年度は 8 人に授与された。(基準 6－8)

(第三者による評価結果の活用について)

基準 6－1 から 6－8 までの各基準に係る教育課程と学習成果の状況を分析するにあたり、各学部・研究科等について、国立大学法人等の第 3 期中期目標期間における教育研究の状況の評価（4 年目終了時）の結果をもって各基準の自己評価に代えている。これらの評価結果について、認証評価委員会は、信頼できる第三者評価機関が領域 6 の各基準の内容を含めて評価したものであると認めている。

(新型コロナウイルス感染拡大の状況における大学の対応について)

令和 3 年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、学年当初から通常とは異なる状況の中での教育活動が必要となったと推察される。大学に対してその状況について報告を求めたところ、付録 3 のとおり取り組んでいることを認めた。

## II 基準ごとの評価

### 領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

#### 基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

【評価結果】 基準1-1を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

大学及びそれぞれの組織の目的を達成するために、以下の4学部及び2研究科を置いている。

##### [学士課程]

- ・教育学部（1学科：学校教育課程）
- ・医学部（2学科：医学科、看護学科）
- ・工学部（7学科：機械工学科、メカトロニクス工学科、電気電子工学科、コンピュータ理工学科、土木環境工学科、応用化学科、先端材料理工学科）
- ・生命環境学部（4学科：生命工学科、地域食物科学科、環境科学科、地域社会システム学科）

##### [大学院課程]

- ・教育学研究科（1専攻：教育実践創成専攻）
- ・医工農学総合教育部（修士課程4専攻：修士課程生命医科学専攻、修士課程看護学専攻、修士課程工学専攻、修士課程生命環境学専攻、博士課程4専攻：博士課程医学専攻、博士課程ヒューマンヘルスケア学専攻、博士課程工学専攻、博士課程統合応用生命科学専攻）

平成28年度に、「食と健康」及び「生命と環境」に関わる多様な課題を解決に導くことのできる、高度な知識と先端的な技術を修得した人材を養成するために、修士課程生命環境学専攻が設置されている。

平成28年度に、工学系高度専門職業人に共通して求められる解析法および分析法を修得させるとともに、高度な専門知識および専門応用能力をもち、各種工業技術を適正かつ効率的に駆使し、産業分野で中核となって活躍できる人材を養成するために、修士課程工学専攻が設置されている。

平成30年度に、医工農の3分野を俯瞰する視野を持ち、各分野の知識と技術を「統合・応用」して技術革新を行い、人類にとって最も普遍的な価値をもつ「健康」に関する課題に対して複数の解決法を見だし、社会の発展及び人類の福祉に貢献する高度専門職業人及び研究者を育成するために、博士課程統合応用生命科学専攻が設置されている。

平成30年度に、共通の数理科目を含む体系的な専門教育カリキュラムにより、企業、公的研究機関及び高等教育機関における研究開発の中核を担う能力と実践力を有する人材を養成するために、博士課程工学専攻が設置されている。

平成30年度に、高い倫理観や医工農の分野横断的な知識、医学・医療の分野に関する優れた研究能力と高度な専門知識を身につけ、臨床あるいは研究の場において、創薬・医療技術開発、医療関連事業や公共健康政策の推進、地域医療への貢献度に寄与できる問題意識の高い自立した人材を養成するために、博士課程医学専攻が設置されている。

**基準 1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること**

【評価結果】 基準 1-2 を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

教員数は、認証評価共通基礎データ様式 1 のとおり、大学設置基準等各設置基準に定められた必要教員数以上が配置されている。

教員の年齢及び性別の構成は、別紙様式 1-2-2 のとおり、著しく偏っていない。なお、一部の学部・研究科等において女性教員の比率が低い状態にある。

**基準 1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること**

【評価結果】 基準 1-3 を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

教員は、大学院総合研究部教育学域、大学院総合研究部医学域、大学院総合研究部工学域、大学院総合研究部生命環境学域に所属し、専門性に応じて学士課程、大学院課程の教育に従事している。

教育研究に係る責任者として、各学部には学部長、教育学研究科については研究科長、医工農学総合教育部に、教育部長が置かれている。

教育活動に係る事項を審議する組織として、教授会、代議員会、専攻委員会が置かれている。各学部の教授会は、教授、准教授等から構成され、学校教育法第 93 条に規定される事項等が審議されている。教育学研究科の教授会は、研究科長、専任の教授等から構成され、学校教育法第 93 条に規定される事項等が審議されている。医工農学総合教育部の教授会は、教育部長、教育部副部長、専任の教授等から構成され、学校教育法第 93 条に規定される事項等を審議すると定められており、審議事項を代議員会に付託し、代議員会の議決をもって教授会の議決としている。専攻委員会は、専攻の専任の教授から構成され、代議員会から付託された事項が審議されている。専攻委員会の議決をもって代議員会の議決とすることは医工農学総合教育部代議員会の審議事項に関する申し合わせの「2 代議員会から領域委員会又は専攻委員会へ審議・議決を付託する事項」において「教育部代議員会要項第 8 条に基づき、領域委員会又は専攻委員会に審議を付託し、当該委員会の議決をもって代議員会の議決とする」と定められている。

各教授会等は、令和 2 年度には、別紙様式 1-3-2 のとおり開催されている。

教育研究評議会は、学長、学長が指名する理事、学長が指名する副学長（ただし、国立大学法人法第 21 条第 3 項の規定に基づき置かれる、副学長規定第 3 条第 2 項に該当する副学長に限る。）、教育学域長、医学域長、工学域長、生命環境学域長、附属図書館長、医学部附属病院長、学長が指名する職員から構成され、教育研究に関する重要事項が全学的見地から審議されている。令和 2 年度には、別紙様式 1-3-3 のとおり開催されている。

## 領域 2 内部質保証に関する基準

### 基準 2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2-1 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

機関別内部質保証体制は以下のように整備されている。

理事（評価担当）を統括責任者とし、理事（教学担当）を自己点検・評価の責任者、理事（教学担当）、教育内容の内部質保証を担当する実施責任者（総括実施責任者、理事（教学担当））、教育環境の内部質保証を担当する実施責任者（理事（財務担当））をそれぞれの領域における改善及び向上活動の責任者としている。この体制における中核的な審議機関は大学評価本部及び全学教育内部質保証委員会であり、その役割分担は自己点検・評価等規程、大学評価本部細則、教育の内部質保証細則、及び全学教育内部質保証委員会要項に明確に定めている。中核的な審議機関である大学評価本部、全学教育内部質保証委員会は、内部質保証体制を機能させるために情報を共有する必要がある学長、理事などによって構成している。

それぞれの教育研究上の基本組織によって、すべての教育課程の質保証に責任をもつ体制を以下のように整備している。

教育学部においては、教育学部長を責任者としてその質保証を行っている。

医学部においては、医学部長を責任者としてその質保証を行っている。

工学部においては、工学部長を責任者としてその質保証を行っている。

生命環境学部においては、生命環境学部長を責任者としてその質保証を行っている。

教育学研究科においては、教育学研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

医工農学総合教育部においては、医工農学総合教育部長を責任者としてその質保証を行っている。

施設設備に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

施設及び設備全般については、理事（財務担当）を責任者として全学教育内部質保証委員会教育環境部会が質保証を行っており、予算面は財務マネジメント委員会が、施設面は施設マネジメント委員会が担当している。その役割分担は、教育の内部質保証細則および全学教育内部質保証委員会教育環境部会要項に定めている。情報設備については、理事（情報担当）を責任者として総合情報戦略機構が質保証を行っており、附属図書館については、附属図書館長を責任者として附属図書館運営委員会において質保証を行っており、その役割分担は総合情報戦略機構細則及び附属図書館運営委員会要項にそれぞれ定めている。

学生支援に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

学生支援に関する重要事項については、理事（教学担当）を責任者として、全学教育内部質保証委員会教育内容部会が質保証を行っている。留学生を含む学生支援については、理事（教学担当）を責任者として学生委員会が、学生の就職支援については、キャリアセンター長を責任者として進路支援委員会が分担して質保証を行っている。その役割分担は、教育の内部質保証細則および全学教育内部質保証委員会教育内容部会要項に定めている。

学生受入に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

学生受入に関する全般的な質保証については、理事（教学担当）を責任者として、全学教育内部

質保証委員会教育内容部会が質保証を行っている。入学者選抜の在り方については、アドミッションセンター長を責任者としてアドミッション委員会が、入学者選抜方法等の策定、実施、検証についても、アドミッションセンター長を責任者としてアドミッション委員会が、質保証を行っている。その役割分担は、教育の内部質保証細則および全学教育内部質保証委員会教育内容部会要項に定められている。

## 基準 2-2 【重点評価項目】 内部質保証のための手順が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2-2 を満たしている。

### 【評価結果の根拠・理由】

学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること、教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること、学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていることを内部質保証体制において確認する手順は、教育の内部質保証細則、教育の内部質保証実施手順、「教育の内部質保証（教育環境及び教育内容）の基準について」に定めている。

すべての教育課程ごとに、基準 6-3 から基準 6-8 に照らした判断を行うことを教育の内部質保証細則、教育の内部質保証実施手順、「教育の内部質保証（教育環境及び教育内容）の基準について」に定めている。

施設設備、学生支援、学生受入について、教育の内部質保証細則、教育の内部質保証実施手順、「教育の内部質保証（教育環境及び教育内容）の基準について」に定めている。

関係者（学生、卒業（修了）生等）からの意見聴取については、学生や外部のステークホルダーからの意見聴取の実施に関する取り扱い、「学生による授業評価アンケート」の実施について、「学生生活実態調査の実施について」、「入学生アンケートの実施について」、「卒業（修了）生アンケートの実施について」、ステークホルダー・ミーティング要項を定め、定期的の実施することとしている。

機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順、承認された対応措置の計画を実施する手順及びその進捗を確認する手順は、すべての場合について、教育の内部質保証実施手順に定めている。

## 基準 2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること

【評価結果】 基準 2-3 を満たしている。

### 【評価結果の根拠・理由】

これまでの様々な評価結果に加えて、大学評価基準に則して自己点検・評価を行って課題点を抽出しており、自己点検・評価とそれに基づく改善及び向上の取組は別紙様式 2-3-1 のとおり実施され、その多くについて、対応済みあるいは対応中の状況にある。

なお、今回の認証評価を受ける中で、令和 3 年 10 月までに、内部質保証体制を明文化して規定している。

**基準 2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること**

【評価結果】 基準 2-4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しは、当該部局または学長からの提案に基づき教育研究評議会、経営協議会及び役員会において、構想（提案）に係る審議決定を経た上で、組織整備計画書を教育研究評議会、経営協議会及び役員会で審議することとされている。

**基準 2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること**

【評価結果】 基準 2-5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員の採用及び昇格等に当たって、教員選考基準、教員選考手続に関する規程、「教員の昇任人事の取扱いについて」等を定め、書類審査・面接・模擬授業を評価して、別紙様式 2-5-1 のとおり教員を採用・昇任させている。

教員評価に関する細則を策定し、別紙様式 2-5-2 のとおり教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施している。

教員評価結果の反映に関する要項に基づき、研究特別奨励賞、特別表彰、特別報奨の措置を行うなど、別紙様式 2-5-3 のとおり評価結果に反映している。

授業の内容及び方法の改善を図るため、別紙様式 2-5-4 のとおり、「令和 2 年度第 1 回(臨時)全学教育 F D 研修会第 2 回緊急対策としての授業のオンライン化」、「令和 2 年度第 2 回全学教育 F D 研修会第 1 回オンライン授業の現状と課題」、「令和 2 年度第 3 回全学教育 F D 研修会新型コロナウイルスで変化する学生の状況」などの取組を組織的に実施している。

教育活動を展開するため、別紙様式 2-5-5 のとおり教務関係や厚生補導等を担う職員、教育活動の支援や補助等を行う職員、図書館の業務に従事する職員、T A 等教育補助者を配置し、活用している。

教育支援者、教育補助者の質の維持・向上のため、別紙様式 2-5-6 のとおり、学内の F D 研修会に職員を参加させるだけでなく、大学教務実践研究会、分子科学研究所機器・分析技術研究会、工学教育協会、関東甲信越地区国立大学図書館職員研修会などに職員を派遣し、必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施している。T A へは採用手続きを行う際に個別に研修を実施している。

## 領域 3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

### 基準 3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

【評価結果】 基準 3-1 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監査報告書及び会計監査報告書を作成し、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

また、別紙様式 3-1-2 のとおり、教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行している。

### 基準 3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

【評価結果】 基準 3-2 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

管理運営のために、役員会、教育研究評議会、経営協議会が設置されている。

役員会は、学長、理事により構成され、中期計画についての意見及び年度計画に関する事項、国立大学法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項、予算の作成及び執行並びに決算に関する事項、大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項、その他役員会が定める重要事項等が審議されている。

経営協議会は、学長、常勤の理事、学長の指名する職員、国立大学法人山梨大学の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命する者により構成され、経営に関する重要事項が審議されている。

法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組については、別紙様式 3-2-2 のとおり、体制が整備されている。

法令遵守事項については、情報公開、個人情報保護、公益通報者保護、ハラスメント防止、安全保障輸出管理、生命倫理、動物実験があり、それらについて規定し、責任・実施体制が整備されている。情報公開、個人情報保護、公益通報者保護及びハラスメント防止は総務部、安全保障輸出管理は研究推進部、生命倫理は研究推進部と医学域事務部、動物実験は研究推進部がそれぞれ責任部署となっている。

危機管理については、防火・防災、情報セキュリティ、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止、学生危機対応があり、それらについて規定し、責任・実施体制が整備されている。防火・防災は施設・環境部と総務部、情報セキュリティは総合情報戦略部、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止は研究推進部、学生危機対応は教学支援部が責任部署となっている。

### 基準 3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

【評価結果】 基準 3-3 を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

事務組織細則、事務組織所掌事務要項に基づき、事務組織が設置されている。  
別紙様式 3-3-1 のとおり、常勤 330 人、非常勤 233 人が配置されている。

**基準 3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること**

**【評価結果】** 基準 3-4 を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

別紙様式 3-4-1 のとおり、教員及び事務職員等が役員等打合せ会、大学教育委員会、教育企画委員会、全学共通教育委員会、アドミッション委員会等の構成員として協働して意思決定に参加している。

管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、別紙様式 3-4-2 のとおり、コンプライアンス・内部統制研修 (95 人参加)、人権侵害防止対策相談員研修 (50 人参加)、人権侵害防止に関する研修 (74 人参加) 等が実施されている。

**基準 3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること**

**【評価結果】** 基準 3-5 を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

国立大学法人法に基づき、監事 2 人 (常勤 1 人、非常勤 1 人) が置かれている。監事は、監事監査細則、監事監査実施基準に基づき、監査計画を作成の上、定期監査、臨時監査を実施し、学長に報告を行っている。

会計監査人による監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、他の部門から独立した監査課が、内部監査規程に基づき、財産の保全及び経営効率の向上を図り業務監査及び会計監査を行っている。監査課長は、事業年度ごとに監査計画書を作成し、監査終了後は、監査結果報告書を作成し、学長に報告している。

学長、監事、会計監査人及び監査室は、四者協議会を開催し、監査内容、結果等について意見交換を行い、情報共有や相互連携を図っている。

**基準 3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること**

**【評価結果】** 基準 3-6 を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

法令等が公表を求める事項が、別紙様式 3-6-1 のとおり公表されている。

## 領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

### 基準 4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

【評価結果】 基準 4-1 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

甲府キャンパス（甲府市武田）、医学部キャンパス（中央市下河東）の2キャンパスを有し、その校地面積は計 315,485 m<sup>2</sup>、校舎等の施設面積は計 133,596 m<sup>2</sup>であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

また、各キャンパス等での教育の実施状況については、別紙様式 4-1-1 のとおりであり、甲府キャンパスで開講する全学共通教育科目については、主に1年次において開講されている。医学科では月曜日から水曜日を、看護学科では前期について月曜日から木曜日、後期について月曜日から水曜日午前及び木曜日に構成することでキャンパス間の移動が複数回にならないようにするなど、時間割に配慮が行われている。

法令が定める附属施設については、別紙様式 4-1-2 のとおり、教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学校、教育学部附属中学校、教育学部附属特別支援学校、医学部附属病院、工学部附属ものづくり教育実践センター、生命環境学部附属農場が設置されている。

別紙様式 4-1-3 のとおり、施設・設備の耐震化について、耐震化率は 100% である。バリアフリー化については、出入口の自動扉化、スロープや多目的トイレが設置されるなど、配慮されている。安全防犯面については、外灯、防犯カメラ、入退管理システムが設置されるなど、配慮されている。

I C T 環境については、学内ネットワーク等が整備され、活用されている。

附属図書館については、甲府キャンパス、医学部キャンパス内に設置されており、延面積 7,055 m<sup>2</sup>、閲覧座席数は 523 席である。原則として 8 時 45 分から 21 時まで開館している。令和 3 年 5 月 1 日現在の蔵書数は、図書 564,294 冊、学術雑誌 42,551 種、電子ジャーナル 29,173 種である。

自主的学習環境については、別紙様式 4-1-6 のとおり、模擬授業室、学生自主学習室、数学資料・演習室等が整備され、利用されている。

### 基準 4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

【評価結果】 基準 4-2 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制として、保健管理センター、学生サポートセンター、キャリアセンター等が設置され、別紙様式 4-2-1 のとおり対応している。各種ハラスメントに関しては、人権侵害防止等細則等に基づき、人権侵害相談員が相談窓口となり、人権侵害防止・対策委員長（担当理事）等と連携し人権侵害の問題を解決する措置が講じられているほ

か、ハラスメント等に関する相談に対応している。

132 団体が課外活動を行っており、そのための施設として、別紙様式4-2-2のとおり、体育館、大学会館、福利厚生棟等が整備され、運営資金の支援及び備品貸与等が行われている。

留学生への生活支援等は、国際交流センターが設置され、チューター、交流パートナーが配置されるなど、別紙様式4-2-3のとおり体制が整備されている。

別紙様式4-2-4のとおり、学生サポーター（学生による支援）、生活に関わる助言（スタッフによる支援）、進路に関わる助言（スタッフによる支援）等が行われている。

学生に対する経済面での援助は、別紙様式4-2-5のとおり、大学独自の奨学金制度、入学料の免除、授業料の免除、寄宿舍の整備等が行われている。

## 領域5 学生の受入に関する基準

### 基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること

【評価結果】 基準5-1を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針については、すべての学部・研究科において「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方が明示されている。

### 基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること

【評価結果】 基準5-2を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針に沿った学生を確保するために、別紙様式5-2-1のとおり入試が行われている。

学部の実施体制については、入試本部、入学試験実施委員会、入学試験問題作成・採点委員会、コンピュータ処理委員会が置かれている。大学院の実施体制については、大学入試本部、各専攻の入試委員会、専攻委員会が置かれている。

入試方法の改善に向けた取組等が行われており、具体的には、教育学部推薦入試（学校推薦型選抜）における募集枠の新設及び見直し等の改善が行われている。

### 基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

【評価結果】 基準5-3を満たしていない。

#### 【改善を要する点】

- 医工農学総合教育部（修士課程）看護学専攻において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。
- 医工農学総合教育部（博士課程（一貫））医学専攻において、実入学者数が入学定員を大幅に上回っている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

平成29年度～令和3年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

[学士課程]

- ・教育学部：1.06倍
- ・医学部：1.00倍
- ・工学部：1.03倍
- ・生命環境学部：1.03倍

[博士前期課程]

- ・ 医工農学総合教育部（修士課程）生命医科学専攻：1.08 倍
- ・ 医工農学総合教育部（修士課程）看護学専攻：0.64 倍
- ・ 医工農学総合教育部（修士課程）工学専攻：0.97 倍
- ・ 医工農学総合教育部（修士課程）生命環境学専攻：0.98 倍

[博士後期課程]

- ・ 医工農学総合教育部（博士課程）ヒューマンヘルスケア学専攻：1.00 倍
- ・ 医工農学総合教育部（博士課程）工学専攻：1.05 倍
- ・ 医工農学総合教育部（博士課程）統合応用生命科学専攻：1.25 倍
- ・ 医工農学総合教育部（博士課程（一貫））医学専攻：1.30 倍

[専門職学位課程]

- ・ 教育学研究科教育実践創成専攻：0.93 倍

## 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

### 基準 6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

【評価結果】 基準 6-1 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた国立大学法人等の第 3 期中期目標期間における教育研究の状況の評価（4 年目終了時）の学部・研究科等の教育に関する現況分析結果（以下「現況分析結果」という。）を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定している。

### 基準 6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

【評価結果】 基準 6-2 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、教育課程方針に学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学修成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示しており、教育課程方針が学位授与方針と整合性を有している。

なお、全教育課程において、自己評価書提出時点には、学修成果の評価の方針が適切に明示されていなかったが、令和 3 年 12 月までに教育課程方針において明示している。

### 基準 6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

【評価結果】 基準 6-3 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、教育課程の編成が、体系的を有しており、授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっている。

他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定においては、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めている。

大学院課程のすべての研究科において、学位論文の作成等に係る指導に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしている。

なお、医工農学総合教育部において、自己評価書提出時点では研究指導計画を作成・明示していなかったが、令和3年11月までに研究指導計画書に関する申合せを定めている。

#### **基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること**

【評価結果】 基準6-4を満たしている。

##### **【評価結果の根拠・理由】**

自己評価に代えた現況分析結果を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

大学として、1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっており、すべての学部・研究科において、各科目の授業期間が原則として（10週又は）15週にわたるものとなっている。

すべての学部・研究科の授業科目において、適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対してシラバスによって明示されている。

すべての学部・研究科において、教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当している。

#### **基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること**

【評価結果】 基準6-5を満たしている。

##### **【評価結果の根拠・理由】**

自己評価に代えた現況分析結果を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、次のとおり履修指導、支援を行っている。

学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言を行っている。

学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援を行っている。

社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施している。

障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えている。

#### **基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること**

【評価結果】 基準6-6を満たしている。

##### **【評価結果の根拠・理由】**

自己評価に代えた現況分析結果を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、大学として策定し、学生に周知している。

なお、全教育課程において、自己評価書提出時点では成績評価基準が明文化されていなかったが、

令和3年12月までにGPA制度及び履修登録単位数の上限制度に関する要項、医工農学総合教育部GPA制度に関する要項において定めている。

すべての学部・研究科において、成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認している。

すべての学部・研究科において、成績に対する異議申立て制度を組織的に設けている。

なお、全教育課程において、自己評価書提出時点では、学生への成績に対する異議申立て制度の一部が不十分であったが、令和3年11月に成績評価の異議申立に関する申合せを制定している。

#### **基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること**

**【評価結果】** 基準6-7を満たしている。

##### **【評価結果の根拠・理由】**

自己評価に代えた現況分析結果を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業（修了）要件を組織的に策定し、学生に周知している。

大学院教育課程の各研究科においては、学位論文審査基準を組織として策定し、学生に周知している。

すべての学部・研究科における卒業（修了）の認定を、策定した要件に則して組織的に実施している。

#### **基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること**

**【評価結果】** 基準6-8を満たしている。

##### **【評価結果の根拠・理由】**

過去5年における標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率は、別紙様式6-8-1のとおり、就職及び進学の様子は、別紙様式6-8-2のとおりであり、すべての学部・研究科について、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にある。